

令和6年度 大仙市雇用助成金制度

- (目 的) 市内の事業所における新規雇用に対して助成金を交付することにより、雇用機会の拡大を図るとともに、若年層の地域定住を促進し、本市の活性化に寄与することを目的とする。
- (助 成 対 象)
- 1) 中小企業者(ただし、製造業にあつては資本の額又は出資の総額が3億円超の会社並びに常時雇用する従業員の数が300人超の会社も対象とする。)で、会社法に規定する会社、個人事業者であること(ただし、資本金又は出資金を国又は地方公共団体から受けている場合は対象外。)。ただし、介護サービスを提供する事業所を除く。
 - 2) 大仙市内に事業所を有すること。
 - 3) 健康保険法に規定する適用事業所であること。
 - 4) 新規雇用日の前6箇月間に、会社都合による離職者がいないこと。
 - 5) 市税の滞納がない事業者であること。
 - 6) 大仙市工業等振興条例指定事業所であること。
- (助 成 金 の 対 象 となる 被 雇 用 者 の 要 件)
- 1) 65歳未満
 - 2) 正規雇用労働者として新規雇用された者
 - 3) 常用雇用
 - 4) 雇用された日から継続して1年以上大仙市に居住する者
 - 5) 雇用された日から継続して1年以上当該会社等に勤務する者
 - 6) 振興条例に規定する雇用人数の要件を満たすための1人目の雇用日から指定の日の前日までに雇用された者若しくは指定の日から3年以内に雇用された者
 - 7) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新規雇用された者であること
- ※正規雇用とは、以下のいずれにも該当する者のこと。
- i) 期間の定めのない契約により雇用されている者
 - ii) 短時間労働者の対象とならない労働者(勤務時間が概ね週30時間以上)
 - iii) 派遣労働者として雇用された者でないこと
 - iv) 雇用保険の被保険者として雇用されている者
 - v) 健康保険法に規定する健康保険の被保険者として雇用されている者
 - vi) 厚生年金保険法に規定する厚生年金の被保険者として雇用されている者
- (助 成 金 額 等)
- 1) 助成金額
一般・・・15万円
障がい者、ひとり親、新卒者・・・30万円
Aターン者・・・60万円
- (申 請 受 付) 交付対象(雇用された日から1年経過後)となった日から**当該年度内**